神山まるごと高等専門学校・寮 学生懲戒規程

（趣旨）
第1条 神山まるごと高等専門学校（以下、本学）は、本学の学生が以下の規則に違反した 場合、又は学生としての本分に反する行為があった場合、法的処分とは別に懲戒処分を科す。なお、懲戒処分は学生本人に自省を促し、学校生活において学生が社会的責任を自覚することを目的とする。そのため、単に処分を科すだけでは無く、その過程において十分なコ ミュニケーションを行うことを重視する。

（懲戒の定義）
第2条 学則第46条及び寮則に基づき、学生が本学の規則に違反した場合、又は学生とし ての本分に反する行為があった場合、学生に対し懲戒処分を科す

（懲戒対象行為）
第3条 懲戒の対象となる学生の行為は以下に掲げる通りとする。
(1)交通違反
(2)飲酒または飲酒目的の酒類所持（20歳未満または学校敷地内(寮も含む)）
(3)喫煙またはたばこ所持（20歳未満または学校敷地内(寮も含む)）
(4)危険物、違法薬物の所持・使用
(5)器物破損（故意・悪質）
(6)暴力行為
(7)遺失物横領
(8)窃盗
(9)いじめ
(10)賭博・賭け事
(11)盗撮・盗聴・不正アクセス
(12)異性の居室エリアへの立入り・第三者の立入りほう助
(13)不純異性交遊
(14)居室エリアへの立入りほう助（保護者含む）・居室及び設備等の第三者への転貸
(15)外出届・外泊届の遅延、神山町外への無断外出
(16)点呼時の不在（外泊届が提出されている場合を除く）
(17)定期試験での不正行為(試験に類するレポートも含む)
(18)本学の信用と名誉を毀損する悪質な行為
(19)本学の業務を故意に妨害する悪質な行為
(20)本学で規定された禁止事項を故意に破る悪質な行為
(21)寮での違反行為のうち特に悪質な行為
(22)その他、本学の学生として相応しくない行為

（懲戒の種類）
第4条 懲戒の種類は訓告、停学、退学とする。

（訓告）
第5条 訓告は以下に掲げるいずれかとする。
(1)本人に対する厳重注意
(2)本人・保護者を含む面談

（停学）
第6条 停学の期間は5日以上とする。
2 停学期間中は欠席とする。
3 停学期間は年間スケジュールで規定された出席すべき日で構成するものとする。
4 停学期間中の定期試験、再試験、追試験の受験は認めない。
5 停学期間中は課題の提出を認めない。ただし、停学期間中に提出ができなかった科目の成績評価に必要な課題等については担当科目の教員が別に定める場合がある。
6 停学期間中は寮を一時離寮し自宅謹慎とする。
7 停学に際して一時離寮を行う場合、保護者等が来校したうえで、学生の引き渡しを行う。また、学校への帰寮は保護者等の責任のもとで行うものとする。
8 停学期間は、学校から保護者等に当該学生が引き取られた時点をもって開始とし、帰寮した時点で完了とする。
9 停学期間中の外出、外泊、課外活動は許可しない。尚、左記記載の状態が保てていないと判断された場合、停学期間が延長される。
10 停学期間中の休学は許可しない。
11 やむを得ない事情により保護者等が来校できない場合は、保護者等代理による引き渡し・帰寮の対応を認めることがある。この場合、事前に学校の承認を得るものとする。

（退学）
第7条 退学処分は以下に掲げるいずれかとする。
(1)退学勧奨
(2)退学処分
2 退学勧奨となった学生は処分内容通知後1ヶ月以内に校長に退学の願い出をしなければ ならない。1ヶ月以内に退学の願い出がない場合、退学処分とする。
3 退学処分となった学生は退寮処分とする。
4 退学に際して退寮する場合、保護者もしくは保護者代理による送迎を必須とする。
5 退学処分となった学生は学則第33条で規定する再入学はできない。

（懲戒の決定）
第8条 学生の懲戒処分は、学生懲戒委員会の審議を経て、校長が決定する。学生懲戒委員会は下記の委員の中で校長が招集し構成する。

(1)校長または副校長
(2)クラスマネージャーリーダーまたはクラスマネージャー
(3)学務チームリーダー
(4)寮担当ディレクターまたは寮長
(5)学生相談チームリーダー
(6)事務局長
(7)その他校長が必要と認める者

2 委員長は、第1項第1号に該当する委員をもってこれに充てる。委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、第1項第2号に該当する委員がその職務を代理する。
３ 委員会には、前項第１号および第２号に該当する委員を必ず含めるものとする。第３号から第７号の委員については、事案の性質に応じて校長が選任する。
4 委員会の構成は、4名以上とする。
5 学生からの申し出がある場合は、校長は弁明の機会を与えるものとする。
6 懲戒処分の審議結果は、当該学生及び保護者に文書で通知するものとする。
7 懲戒処分の内容は【別表1】で示されるものを基本とする。
8 複数回に渡り懲戒対象行為が繰り返された場合、上記の表で規定されている処分内容を加重することがある。
9 学生懲戒検討委員会での審議によっては、上記の表で既定されている処分内容を軽減することがある。
10 上記の懲戒処分に加え、寮則および神山まるごと高等専門学校奨学金規程に基づき、懲戒処分と同時に附則として奨学金の停止・返還について申し渡しを行うことがある。

（不服申し立て）
第9条 懲戒処分を受けた学生は処分の通知から3日以内に校長に対し、書面をもって不服 申し立てを行うことができる。

（学生懲戒処分再検討委員会）
第10条 不服申し立てが受理された場合、校長は学生懲戒処分再検討委員会を設置する。学生懲戒処分再検討委員会は下記の委員で構成し、校長が招集する。

(1)校長
(2)副校長
(3)クラスマネージャーリーダーまたはクラスマネージャー
(4)学務チームリーダー
(5)寮担当ディレクターまたは寮長
(6)学生相談チームリーダー
(7)事務局長
(8)その他校長が必要と認める者

2 委員長は、第1項第1号に該当する委員をもってこれに充てる。委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、第1項第2号に該当する委員がその職務を代理する。
３ 委員会には、前項第１号から第７号の各号に該当する委員全てを含めるものとする。第８号の委員については、事案の性質に応じて校長が選任する。
4 学生懲戒処分再検討委員会で処分が決定されるまでは処分は保留とする。
5 学生懲戒処分再検討委員会は処分内容の妥当性を審議し、処分の取り消し、処分内容の 変更、不服申し立ての却下のいずれかを校長に提案し、校長が決定する。
6 校長は決定事項について当該学生に文書で通知する。

(規程の改廃)
第11条 この規程の改廃は、常務理事会の議を経て校長が行う。

附 則
この規程は、2024（令和6）年9月7日から制定・施行する。
2 この規程は、2025（令和7）年2月25日に改定し、2025（令和7）年4月1日から施行する。
3 この規程は、2025（令和7）年10月27日に改定し、2025（令和7）年11月1日から施行する。

【別表1】懲戒処分基準

(1-1) 交通違反(反則行為) （自転車又は免許停止未満）	初回	訓告	クラスマネージャーリーダーまたは寮長注意
	2	訓告	本人・保護者を含む面談
	3回目以降	訓告または 停学	本人・保護者を含む対面での面談 または 停学5日以上
(1-2) 交通違反 （免許停止以上）		停学	停学5日以上
(2) 飲酒または飲酒目的の酒類 所持 （20歳未満または学校敷地内）			停学5日以上
(3-1) 喫煙 （20歳未満または学校敷地内）			停学5日以上
(3-2) たばこ所持 （20歳未満または学校敷地内）	初回	訓告	本人・保護者を含む面談
	2回目以降	停学	停学5日以上
(4-1) 危険物所持・使用	初回	訓告	クラスマネージャーリーダーまたは寮長注意
	2	訓告	本人・保護者を含む面談
	3回目以降	訓告または 停学	本人・保護者を含む対面での面談 または 停学5日以上
(4-2) 違法薬物所持・使用		退学	退学処分
(5) 器物破損（故意・悪質）	初回	訓告	クラスマネージャーリーダーまたは寮長注意
	2	訓告	本人・保護者を含む面談
	3回目以降	停学	停学5日以上
(6) 暴力行為		停学 以上	停学 5日以上 または退学勧奨

(7)遺失物横領	初回	訓告 以上	クラスマネージャーリーダーまたは寮長注意、本人・保護者を含む面談、または停学5日以上
	2回目以降	停学 以上	停学 5日以上 または退学勧奨
(8) 窃盗		停学 以上	
(9) いじめ		停学 以上	停学 5日以上 または退学勧奨
(10)賭博・賭け事		停学 以上	停学 5日以上 または退学勧奨
(11)盗撮・盗聴・不正アクセス	初回	訓告 以上	クラスマネージャーリーダーまたは寮長注意、本人・保護者を含む面談、または停学5日以上
	2回目以降	停学 以上	停学 5日以上 または退学勧奨
(12)異性の居室エリアへの立入り・第三者の立入りほう助	初回	訓告 以上	クラスマネージャーリーダーまたは寮長注意、本人・保護者を含む面談、または停学5日以上
	2回目以降	停学 以上	停学 5日以上 または退学勧奨
(13)不純異性交遊		停学以上	停学 5日以上 または退学勧奨
(14)居室エリアへの立入りほう助（保護者含む）・居室及び設備等の第三者への転貸	初回	訓告 以上	クラスマネージャーリーダーまたは寮長注意、本人・保護者を含む面談、または停学5日以上
	2回目以降	停学 以上	停学 5日以上 または退学勧奨
(15)外出届・外泊届けの遅延、町外への無断外出		訓告以上	クラスマネージャーリーダーまたは寮長注意以上
(16) 点呼時の不在（外泊届が提出されている場合を除く）		訓告または停学	本人・保護者を含む面談または 停学5日以上
(17) 定期試験での不正行為（試験に類するレポートも含む）		訓告	学務チームリーダー注意 及び期内の全得点無効
(18) 本学の信用と名誉を毀損する悪質な行為		訓告以上	学生懲戒検討委員会での審議に基づき決定
(19) 本学の業務を故意に妨害する悪質な行為		訓告以上	学生懲戒検討委員会での審議に基づき決定
(20) 本学で規定された禁止事項を故意に破る悪質な行為		訓告以上	学生懲戒検討委員会での審議に基づき決定

(21) 寮での違反行為のうち特に悪質な行為		訓告以上	学生懲戒検討委員会での審議に基づき決定
(22) その他、本学の学生として相応しくない行為		訓告以上	学生懲戒検討委員会での審議に基づき決定